

新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン

令和4年12月1日改訂
富谷市立成田小学校

I ガイドライン趣旨

- 文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル・学校の新しい生活様式」等を基本とし、感染対策を講じながら教育活動を継続し、児童の健やかな心身の成長と、学びの保障に努める。

【重点項目】

- ・「3つの密」を徹底的に避ける。
- ・マスクの適切な使用に関する指導を徹底する。
- ・手洗いや換気等、基本的な感染症対策を継続する。
- ・差別や偏見防止の指導も継続的に行う。



II 保健管理等に関すること

【1. 心身の健康観察と管理】

(1) 家庭での健康観察・管理

- ① 保護者は、毎朝、児童の健康状態をよく観察し、「感染防止体調確認シート」に記入する。
- ② 保護者の理解と協力を得て、ご家庭においても「新しい生活様式」の実践をお願いする。
学校内での感染拡大を防ぐため、外からウイルスを持ち込まないよう各家庭の協力を得る。
また、学校からも積極的な情報発信を心がけ、学校と家庭が協力して、予防に努める。

(2) 学校での健康観察・管理

- ① 児童は、毎日「感染防止体調確認シート」を学校に持参し、クラスで提出する。
登校前に検温できなかった児童については、職員室で検温し、健康状態を把握する。
- ② 学級担任等は、これまでの健康観察に加えて、児童が持参した「感染防止体調確認シート」を確認する。
- ③ 担任は、授業毎に児童の健康状態を観察し、健康状態の把握を行う。
- ④ 発熱やかぜの症状(咳・のどの痛み・だるさ・息苦しい等)がある場合は、保護者に連絡し、早退対応とする。
- ⑤ 保健室に発熱等で早退する児童がいる場合は、別室でけが等の対応をする。

(3) 心のケアについて

- ① 心理的なストレスを抱えている児童への対応については、学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察等から、児童の状況を的確に把握し、教育相談等の実施やスクールカウンセラー等による支援を行う等して、心の健康問題に対して個々に適切かつ速やかに対応する。
- ② 宮城県教育委員会で行っている、子どもの心の健康・心のケアを目的に行っている情報提供・相談機関等を周知し、保護者と連携し、児童の心の健康の維持に努める。



【2. 基本的な感染症対策の徹底】

（1）手洗いや咳エチケットの徹底

- ① 学校にいる間は、常時、児童も職員もマスクを着用することを基本とする（熱中症の予防のため、体育の授業や外遊びや登下校時には、社会的距離を保ちながら、適宜外すよう指導しています）。
- ② 児童、学校職員も、マスクを着用します。熱中症予防にも配慮しながら、運動時など息苦しく感じる場合には、社会的距離を確保しながら、適宜、外すよう指導する。
また、「正しい手の洗い方」「咳エチケット」等の啓発資料を各教室に掲示し、継続的に指導する。
- ③ 教室に入る前には必ず手洗いをするよう指導する。
- ④ 免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスがとれた食事を心がけるよう日頃から指導する。



【3. 感染症対策の留意点】

（1）教室、職員室等の換気の徹底

- ① 常時換気を基本とする（校庭側窓、廊下側ドアを対角線上に2カ所開け、空気の流れをつくる）。
- ② 気温が低い場合は、衣類で調節する（学校環境衛生基準で17℃以上28℃以下）。
熱中症が心配される時期には、校舎内外のWGBT値に基づき、適切にエアコンを使用する。
- ④ CO₂モニター等を活用し、常時換気に加えて、1時間に1回（5分～10分程度）窓や出入り口を広く開け換気をする。
- ⑤ 換気扇やサーキュレーターを活用し、効果的に換気を行う。

（2）児童同士の距離の確保（教室・特別教室）等

- ① 座席間を離して配置し（教室後方まで使う）、できるだけ児童同士の距離を確保する。
- ② 給食時には、一方向前向きまたは校庭側を向く。

（3）手洗いの徹底について（登校後・教室に入る前・トイレ後・その他共用物に触れた後等）

- ① 正しい手洗いの仕方を指導し、こまめな手洗いの徹底を行う。

手指用の消毒液は、流水での手洗いができない際に、補助的に用いられるものなので、流水と石けんでの手洗いを基本として指導をする

手指のアルコールによる消毒は、登校後・給食前とする。

手洗いの6つのタイミング



- ③ 手洗い場の密集を避けるため、各階で割り当てや時間を調整する。並ぶ際も、距離を空けるよう指導する。
- ④ 手洗い時間の短縮と、蛇口に触れることを避けるため、最初に水を出した後は、水を出したままにして順番に手洗いを
する。

(4) 校内の消毒

- ① 教室やトイレ等の場所で、多くの児童が手を触れる箇所(ドアノブ、手すり、スイッチ、蛇口等)は、1日1回以上、消毒
液を使用して消毒する。

< 消毒作業の主な分担 >

- | | |
|------------------------|------------|
| ・玄関付近、階段手すり等 | → 業務員 |
| ・教室、特別教室、スイッチ、トイレ、水飲み場 | → 担任 図書支援員 |
| ・体育館、放送室、職員室等 | → 養護教諭 |

(5) 教具・用具について

- ① できる限り、教具・用具の共有は避ける。
- ② 共有教具・用具を使用した授業の後は必ず手を洗う。

(6) 児童による清掃時の留意点

- ① 不要な接触は避ける(距離を保ちながら清掃するよう指導)。
- ① 換気をしながら、少人数で効率的かつ会話を控えさせて清掃に集中させる。
- ② 終了後は手を洗いをしっかりさせる。

(7) 登下校時の留意点 * 朝は7時40分に、業務員が玄関解錠

- ① 登下校時は、換気状態をよくするため、玄関ドアは開けたままとする。
- ② 下駄箱付近は狭いので、不要な接触はしないよう指導する。
- ③ 玄関口に児童がとどまらず、すみやかに教室へ行く(または下校する)よう指導する。

(8) 給食時の留意事項

- ① 給食の配膳・片付け時の留意点
 - ・給食当番は配膳前の手洗いを徹底する。
 - ・担任は、「給食当番チェック」を必ず行い、点検表に記入をする。
 - ・給食当番以外の児童も念入りに手洗いをし、清潔を保ったまま配膳を待つ(あちこち触れないことを徹底)。
 - ・配膳、片付けて並ぶ際は、十分な間隔を空ける。
 - ・食べる直前までマスクを着用する、食後は速やかにマスクをつける。
 - ・可能な限り盛り切る(移動を減らすため)。
- ② 給食時の位置関係等留意点
 - ・机を向かい合わせにすることはせず、全員が黒板側または校庭側を向いて食べる。
 - ・教室内の換気を適宜行う。

(9) 児童の出席停止等について

- ① 出席停止として扱うもの
 - ア. 感染が判明した場合
 - イ. 濃厚接触者等に特定された場合
 - ウ. かぜの症状(発熱・くしゃみ・咳・鼻水・喉の痛み)がみられる場合
 - エ. 感染予防のため、保護者の判断で登校させない場合
 - オ. 医療機関等において新型コロナウイルスワクチン接種を受ける場合
 - カ. 医療機関等において新型コロナウイルスワクチン接種を受けた後、副反応がでた場合
 - キ. 同居の家族に発熱やかぜの症状がみられる場合
 - ク. 同居の家族が PCR 検査対象となったや児童が PCR 検査を受ける場合

(10) 基礎疾患等のある児童について

- ① 医療的ケアを必要とする児童等については、地域の感染状況を踏まえ、主治医や学校医・医療ケア指導医に相談のうえ、医療的ケア児の状態等に基づき個別に登校の判断をする。
- ② 基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い児童等についても、地域の感染状況を踏まえ、主治医や学校医相談の上、登校の判断をする。
- ③ 登校をさせない場合は、家庭学習を行うことにより出席扱いになる。

(11) 学校職員(支援員・業務員も含む)や来校者(保護者含む)の感染症対策

- ① 学校職員はマスクを着用し、ハンドソープによる手洗いを徹底する。
- ② 出勤時に検温や健康観察を行い、「職員健康観察表」に記入する。
- ③ 発熱やかぜの症状がある場合は、校長・教頭に報告をし、自宅で休養または受診をし、医師の指示を受ける。
- ④ 来校者(保護者・業者)は、来校時に玄関で手指消毒をし、検温、常備してある記録簿に記入する。

Ⅲ 教育活動

1. 各教科の指導・その他の活動について

- ◎ 以下の活動を、感染リスクが高い学習活動ととらえ、注意して指導する。

(1) 音楽科

- ・室内で児童が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカなどの管楽器演奏

(2) 家庭科

- ・児童が近距離で活動する調理実習

(3) 体育科

- ・児童が密集する運動や、近距離で組み合ったり接触したりする運動

(4) 理科

- ・児童同士が近距離で活動する実験や観察

(5) 図工

- ・児童が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動

※感染リスクが低いと判断でき、実施する際にも、「接触」「密集」「近距離での活動」「向かい合っでの活動・発声」「児童間での教材教具の貸し借り」等に気をつけ、「一定の距離を保つ」「同じ方向を向く」「回数や時間を絞る」等の対策を講じる。また、器具や用具を共用で使用する場合は、使用前後の手洗いを徹底する。

2. 金管バンドの活動について

- (1) 他の教育活動に準じ、「3密の回避」「適切な換気」「手洗い」「手指の消毒」等の感染症予防対策を講じ活動する。
- (2) 飛沫感染防止のため、吹く楽器内の水分は、使い捨ての布を用いて処理をし、使用済の布は職員が処分する。
- (3) 飛沫感染防止のため、吹く楽器には不織布のベルキャップをつける。練習後は手洗いをする。

3. 差別や偏見の防止

- (1) 感染者、濃厚接触者等とその家族に対する誤解や偏見に基づく差別を行わないよう指導する。
- (2) ワクチン接種を受けるまたは受けないことによって、差別やいじめが起こることがないように指導する。



感染状況により、見直しをする場合があります。

正しい手の洗い方

手洗いの前に

- ・爪は短く切っておきましょう
- ・時計や指輪は外しておきましょう

1



流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこすります。

2



手の甲をのばすようにこすります。

3



指先・爪の間を念入りにこすります。

4



指の間を洗います。

5



親指と手のひらをねじり洗いします。

6



手首も忘れずに洗います。

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

3つの咳エチケット

電車や職場、学校など人が集まる場所でやろう



何もせずに咳やくしゃみをする

咳やくしゃみを手でおさえる



マスクを着用する(口・鼻を覆う)

ティッシュ・ハンカチで口・鼻を覆う

袖で口・鼻を覆う

正しいマスクの着用



1 鼻と口の両方を確実に覆う



2 ゴムひもを耳にかける



3 隙間がないよう鼻まで覆う

参考文献

- ・大郷町立大郷小学校新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン
- ・文部科学省 新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン
- ・文部科学省 学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル「学校における新しい生活様式 Ver.8」